

令和6年度私立幼稚園預かり保育推進補助の留意事項

令和6年度私立幼稚園預かり保育推進補助については、下記のとおり補助を実施することを予定しています。補助申請を予定している幼稚園等においては、下記事項について御留意いただきますようお願いいたします。なお、例年問合せが多い事項についても、2から5のとおり改めて周知しますので、再度御確認のほど、よろしくお願いいたします。

1 申請スケジュール

例年と同様のスケジュールとなります。

※私学助成に残る幼稚園については、B表（助成金調査表）提出時に、教育時間終了後の日誌（4・5月）及び周知文、早朝の日誌（5月）及び周知文を御提出ください（長期休暇中の周知文及び日誌は、B表提出時は提出不要です。）。

令和6年度 私立幼稚園預かり保育推進補助のスケジュール予定						
	私学助成に残る 学校法人	新制度に移行した 学校法人	私学助成に残る 個人立	新制度に移行した 個人立	確認する内容	コピー提出書類
令和6年4月						
5月						
6月	郵送提出 ➢B表(助成金調査表)郵送時に調査表提出		郵送提出 ➢B表(助成金調査表)郵送時に調査表提出		★2H・3H ・4・5月実施率 ・5月平均人数を確認 ★早朝 ・5月実施率 ・5月平均人数を確認	●2H・3Hの周知文 ●早朝の周知文 ●2H・3H(4月・5月)の日誌 ●早朝(5月)の日誌
7月		郵送提出 ➢調査表(新制度園用)提出		郵送提出 ➢調査表(新制度園用)提出	★2H・3H ・4・5月実施率 ・5月平均人数を確認 ★早朝 ・5月実施率 ・5月平均人数を確認	●2H・3Hの周知文 ●早朝の周知文
10月	➢交付申請・国調査表依頼		➢交付申請依頼			
11月	➢(冬未実施の法人のみ) …交付申請書・国調査表提出		➢(冬未実施の設置者のみ) …交付申請書提出		★春・夏 ・実施日数 ・園児数確認	●春・夏の周知文 ●春・夏の日誌
令和7年1月	➢(冬実施の法人) …交付申請書・国調査表提出		➢(冬実施の設置者) 交付申請書提出		★春・夏・冬 ・実施日数 ・園児数確認	●春・夏・冬の周知文 ●春・夏・冬の日誌
3月	➢交付決定					
4月	➢実績報告書提出					
5月	➢額確定・補助金交付					

凡例…2H:教育時間終了後2時間、3H:教育時間終了後3時間以上、春:春期休業中、夏:夏期休業中、冬:冬期休業中、調査表:私立幼稚園預かり保育推進補助調査表、国調査表:預かり実施状況調査表

2 (参考) 私立幼稚園預かり保育推進補助の3つの単価区分

私立幼稚園預かり保育推進補助は、実施区分・実施日数に応じて3つの単価区分を設定しています。例年この単価区分の問合せが多いため、周知いたします。詳細は別紙1を御覧ください。

3 （参考）対象児童について

この補助金の対象となるのは在籍園児のみです。満3歳に満たない2歳児や小学生など園則上在籍とならない園児分は申請から除いてください。

4 （参考）私立幼稚園預かり保育推進補助の対象経費について

新制度に移行した園については、公定価格で措置されている経費について、預かり保育推進補助の補助対象経費に含めないでください。

【新制度移行園における私立幼稚園預かり保育推進補助の対象経費の例】

（例）公定価格の配置職員数（加算含む）に含まれる常勤職員で預かり保育を実施していた場合、当該職員の超過勤務手当分及び預かり保育に係る手当分

（例）公定価格の配置職員数（加算含む）に含まれない常勤・非常勤職員で預かり保育を実施した場合、当該職員の預かり保育に係る人件費分

（例）預かり保育のために必要な教材費、消耗品費、光熱水費等

※当該職員が公定価格の各種加算項目に含まれるか否か不明な場合は、施設所在区市町村に確認のうえ記入してください。

5 （参考）令和6年度において、区市町村が実施する一時預かり事業（幼稚園型）を受託する幼稚園の留意事項

令和6年度において、私立幼稚園預かり保育推進補助ではなく、区市町村から一時預かり事業（幼稚園型）の委託（補助）を受ける園については、下記事項について御留意ください。

※一時預かり事業（幼稚園型）の詳細については、区市町村にお問い合わせください。

（1）私立幼稚園預かり保育推進補助と一時預かり事業（幼稚園型）の併用は不可

同一園において一時預かり事業（幼稚園型）と私立幼稚園預かり保育推進補助の両方の公費補助を受けることはできません。私立幼稚園預かり保育推進補助と一時預かり事業（幼稚園型）とを、年度途中で出入りすることできません。

（2）一時預かり事業（幼稚園型）の対象経費について

私学助成に残る幼稚園が一時預かり事業（幼稚園型）を受託する場合の補助対象経費は、対象外経費として経常費補助金（又は教育振興事業費補助）の対象となる経費から除外してください。